

議第 73 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
第23条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る	第23条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る

改 正 後	改 正 前
刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）（略） 2～4（略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）・（3）（略） 6～8（略）	刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）（略） 2～4（略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）・（3）（略） 6～8（略）

（下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年下呂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた	第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた

改 正 後	改 正 前
業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第3条 下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略）	附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略）

改 正 後	改 正 前
3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 （略）	3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 （略）

（下呂市個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 下呂市個人情報保護審査会条例（令和5年下呂市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。	（罰則） 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年下呂市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行 を終るまでの者又はその執行を受けること がなくなるまでの者 (3)・(4) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を 終るまでの者又はその執行を受けることが なくなるまでの者 (3)・(4) (略)

(下呂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 下呂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年下呂市条例第152号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに 該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに 該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮(こ)</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法

律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（下呂市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の下呂市職員の給与に関する条例第23条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

【参考資料】

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）

- (2) この条例は、法の公布の日（令和4年6月17日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行します。

（附則第1条関係）

- (3) この条例の施行前にした処罰については、従前の例によるものとします。

（附則第2条第1項関係）

- (4) この条例の改正前に改廃された条例等に規定する「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」又は「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定は、懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、改正前の刑法第16条に規定する拘留は長期及び短期を同じくする拘留と読替えます。

（附則第2条第2項関係）

- (5) 人の資格に関する条例等の規定の適用については、この条例の施行後においては、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役、禁錮又は刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留（以下「旧拘留」という。）に処せられた者も、資格制限等の対象とします。

（附則第3条関係）

- (6) 下呂市職員の給与に関する条例第23条の6第1項及び第5項の規定の適用については、法及び法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例

の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなします。

（附則第 4 条関係）